

資料編

資料編 目次

1. 大分県のすがた	1-1
1.1 自然環境の状況	1-1
1.2 海岸景観の状況	1-7
1.3 海岸利用の状況	1-10
1.4 レクリエーション資源の状況	1-11
2. 重点区域	2-1
2.1 重点区域の設定	2-1
2.2 重点区域の一覧	2-1
3. 連絡先および連絡体制	3-1
3.1 連絡先一覧	3-1
3.2 連絡・連携体制	3-3
4. 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業	4-1
5. 関係法令等	5-1

1. 大分県のすがた

1.1 自然環境の状況

1.1.1 気候の特性

大分県は瀬戸内海の西端に位置し、温暖な気候です。大分地方气象台によると、北部、中部、西部、南部に分かれており、各地域の気候特性は以下のとおりです。

(1) 北部地方（中津市・宇佐市・豊後高田市・国東市・姫島村）

夏は降水量が少なく晴れの日が多く、典型的な瀬戸内式気候の特性を示し、冬は北西からの季節風の影響で天気が悪く、曇りの天気が多い日本海岸式気候に近い特性を示します。

(2) 中部地方（大分市・別府市・臼杵市・津久見市・杵築市・由布市・日出町）

一年を通じて降水量が少なく、瀬戸内式気候の特性を示します。

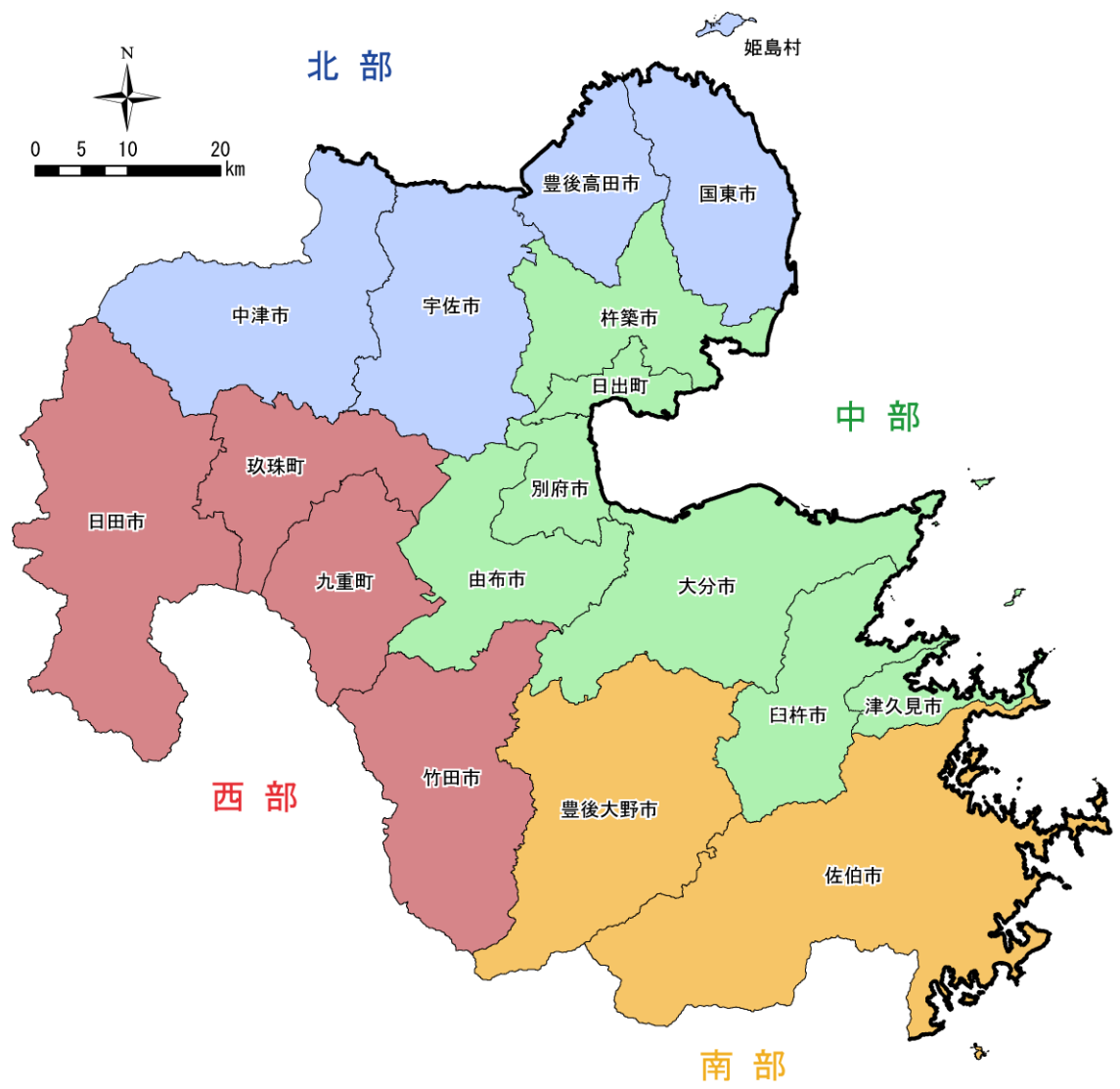
冬の季節風時には、県北部の山地の影響で北部・西部に比べ、晴れの日が多いのが特徴です。

(3) 西部地方（日田市・玖珠町・九重町・竹田市）

夏と冬の気温差が大きい内陸性気候の特性を示しますが、くじゅう連山など高い山が多い山地地帯では、夏は夕立や雷雨が、冬は曇りがちで積雪も多く、降水量が多いのが特徴です。

(4) 南部地方（佐伯市・豊後大野市）

県南部は、黒潮の影響で年中を通して温暖で、また夏は南東の季節風や台風の影響で降水量が多く、冬は降水量の少ない太平洋岸式気候の気象特性を示します。



出典: 「大分地方気象台ホームページ」(令和2年10月現在)をもとに作成

図 1-1 気候特性の区分

1.1.2海流・潮流の特性

大分県沿岸は日本海流（黒潮）と瀬戸内海からの潮流、さらに複雑な海底地形の影響を受け、潮流の方向や流速は海域によって異なる特徴を示します。

地域ごとの海流・潮流の状況は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市（旧豊後高田市、旧真玉町）

周防灘は干満の差が大きいのが特徴ですが、流速はおだやかに抑えられています。

②伊予灘沿岸：豊後高田市（旧香々地町）、国東市、姫島村

伊予灘は瀬戸内海、周防灘、豊予海峡（愛媛県佐田岬と大分県関崎に挟まれる海域）を境に豊後水道に接し、瀬戸内海の潮流と太平洋の海流（黒潮）の流れ込みがあり、流れが速いのが特徴です。

③別府湾沿岸：杵築市、日出町、別府市、大分市

別府湾（大分市関崎から杵築市美濃崎を結んだ内側の海域）は複雑な海底地形や海流の影響で、潮流や流速は複雑ですが、湾の奥に行くほど流速は遅くなる特徴があります。

④豊後水道沿岸：臼杵市、津久見市、佐伯市

豊後水道は暖流の黒潮と瀬戸内海からの冷たい海流がぶつかる海域であり、好漁場として知られています。また、起伏に富んだ海底地形や岬と入り江が連続するリアス式海岸地形のため、潮流や流速は複雑に変化しています。

1.1.3流入河川の特徴

流入河川の状況を図 1-2 に示します。

山や谷が発達した大分県は川も多く、国が管理する一級河川は 374 河川、大分県が管理する二級河川は 211 河川、市町村が管理する準用河川は 600 河川です。

地域ごとの流入河川の状況は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市（旧豊後高田市、旧真玉町）

周防灘には、英彦山を水源とする一級河川山国川が流入しています。山国川水系は大分県内の支川 39 河川を含め、大分県、福岡県を流れる延長 56 km、流域面積は 540km²の河川です。

二級河川は中津市側から 17 河川、宇佐市側から 35 河川、豊後高田市側から 25 河川が流入しています。

②伊予灘沿岸：豊後高田市（旧香々地町）、国東市、姫島村

伊予灘沿岸には一級河川は存在しませんが、急峻な地形には流路延長の短い二級河川 37 河川が存在します。

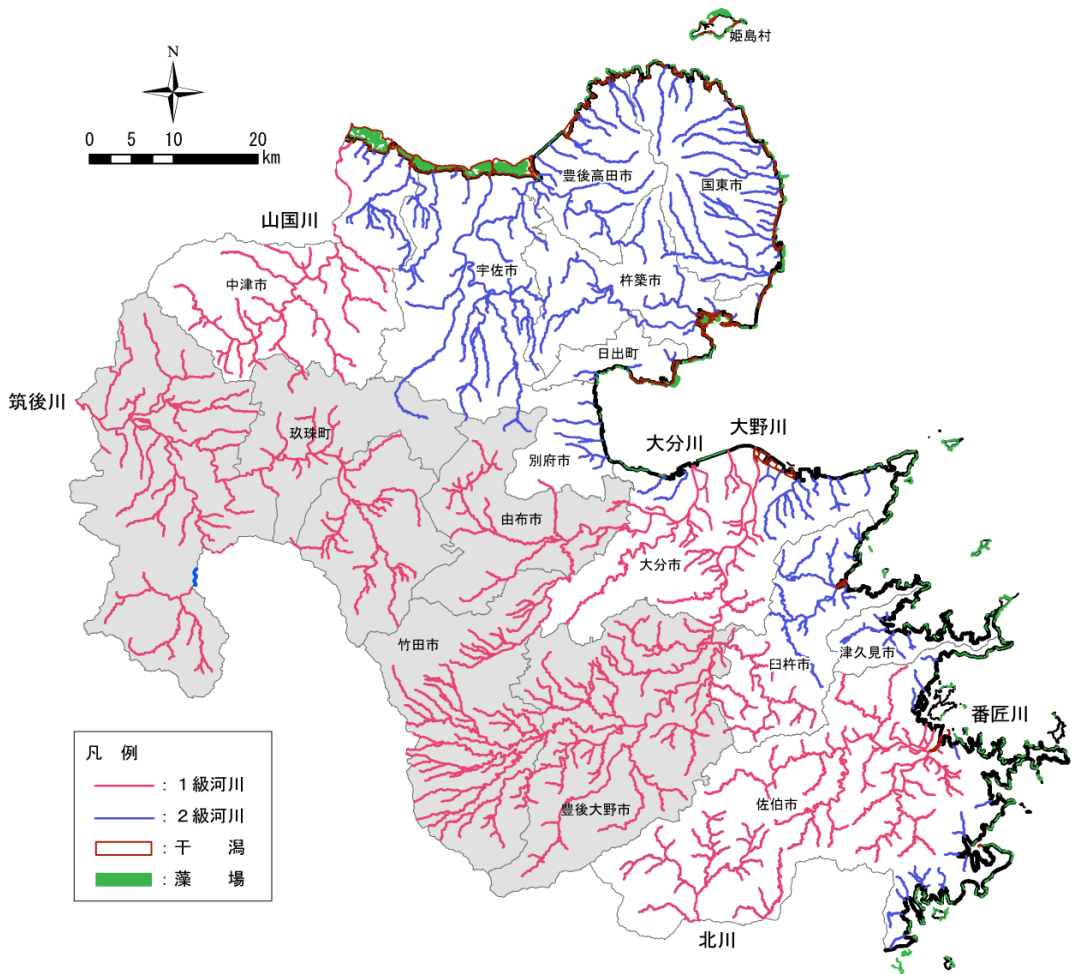
③別府湾沿岸：杵築市、日出町、別府市、大分市

別府湾沿岸には、大分川と大野川の2つの一級河川が流入しています。大分川はくじゅう連山を水源に49河川の支川を合わせながら、由布市、大分市を流れる延長55km、流域面積650km²の河川です。

大野川は祖母山、阿蘇山を水源に、支川138河川を合わせながら竹田市、豊後大野市、臼杵市、大分市を流れる延長107km、流域面積1,465km²の河川です。二級河川は別府市側から38河川、大分市側から23河川が流入しています。

④豊後水道沿岸：臼杵市、津久見市、佐伯市

豊後水道沿岸には三国峠を水源とする一級河川番匠川が流入しています。番匠川は支川52河川を合せながら佐伯市を流れる延長38km、流域面積464km²の河川です。二級河川は19河川が流入しています。



出典：国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室資料 平成23年3月時点
 中津土木事務所管内図 平成31年3月
 宇佐土木事務所管内図 平成31年3月
 豊後高田土木事務所管内図 平成27年4月
 国東土木事務所管内図 平成30年1月
 大分土木事務所管内図 平成31年3月
 別府土木事務所管内図 平成28年4月
 臼杵土木事務所管内図 平成21年8月
 佐伯土木事務所管内図 平成30年6月
 「大分川水系下流圏域河川整備計画」平成19年1月 大分県
 「大野川水系中流圏域河川整備計画」平成14年3月 大分県
 「山国川水系河川整備計画【県管理区間】」平成26年3月
 「番匠川水系河川整備計画【堤内川圏域・久留須川圏域】」（大分県管理区間）平成30年3月
 「番匠川水系河川整備計画」平成18年5月
 「山国川水系河川整備計画(変更)― 国管理区間 ―」平成25年8月
 「大分川水系河川整備計画」平成18年11月
 「大野川水系河川整備計画(変更)― 国管理区間 ―」平成26年12月
 第4回、第5回海域自然環境保全基礎調査 環境省
 をもとに作成

図1-2 流入河川、藻場・干潟の状況

1.1.4海岸の生物

藻場や干潟、リアス式海岸など多様な環境を有する大分県の海岸には様々な生物が生息・生育しています。干潟は特有の甲殻類や魚類、貝類の生息場、渡り鳥などの休息、餌場となっています。

また、砂浜の海岸やその周辺にはハマナデシコやハマボウなどの海岸特有の塩生植物※が生育しています。

地域ごとの海岸の自然環境の概要は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市（旧豊後高田市、旧真玉町）の動植物

干満の差の大きい周防灘には、広大な干潟が広がり、カブトガニやハクセンシオマネキなどの干潟生物が生息し、ズグロカモメやシギ・チドリなどの渡り鳥の越冬地となっています。

②伊予灘沿岸：豊後高田市（旧香々地町）、国東市、姫島村の動植物

伊予灘沿岸は砂浜や礫浜、岩場が点在しています。砂浜の海岸ではアカウミガメの産卵も見られ、海岸には、ハマボウ、ハマサジ、コウボウムギなど海岸特有の植物が生育しています。

③別府湾沿岸：杵築市、日出町、別府市、大分市の動植物

杵築市守江湾の干潟にはカブトガニやハクセンシオマネキが生息しています。また、干潟は鳥類の良好な休息場や餌場となることから渡り鳥の経由地、越冬地になっています。

④豊後水道沿岸：臼杵市、津久見市、佐伯市の動植物

複雑な海岸線や黒潮の影響により水温の高い海域には、多くの動植物が生育しています。豊後水道に点在する島々には亜熱帯性植物などの希少な動植物が分布し、海中にはサンゴの群落が発達しています。

また、高島や沖黒島等の離島地域では、ウミネコ、オオミズナギドリ、カワウなどが繁殖しています。

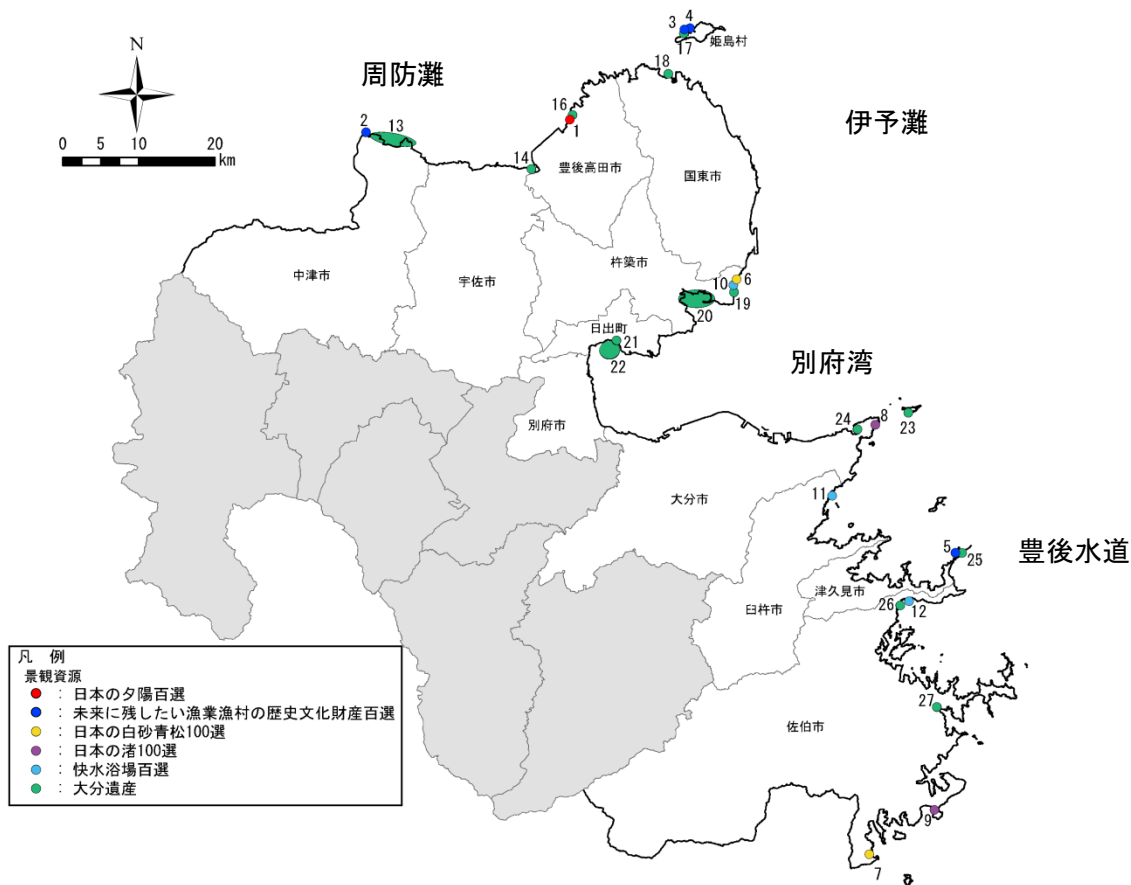
大分県内で見られる希少な生物等については、「レッドデータブックおおいた 2011 平成23年3月 大分県」にとりまとめられているとともに、令和2年3月大分県生活環境部自然保護推進室が発行した大分県希少野生動植物の保護に関する条例啓発リーフレット「おおいたの生きものを守りましょう」にまとめられています。

※塩生植物：海浜・海岸砂丘など塩分の多い土地に生育する植物のことをいいます。

1.2 海岸景観の状況

1.2.1 海岸の風景

大分県の海岸は優れた景観を有しており、周防灘沿岸の真玉海岸（豊後高田市）が「日本の夕陽百選」に、国東半島沿岸の奈多海岸（杵築市）や豊後水道沿岸波当津海岸（佐伯市）が「日本の白砂青松100選」に、黒ヶ浜（大分市）や元猿海岸（佐伯市）が「日本の渚100選」に選定されています。



出典：「日本の夕陽百選」NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会
「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」公益財団法人全国漁港漁場協会（平成18年2月選定）
「日本の白砂青松100選」（社）日本の松の緑を守る会（平成8年3月選定）
「日本の渚100選」日本の渚全国協議会（平成8年選定）
「快水浴場百選」環境省（平成18年選定）
「おおいた遺産」大分県合同新聞社（平成18年 平成19年 平成20年選定）
いずれも平成26年10月時点

図1-3 景観資源の状況(沿岸域)

表 1-1 景観資源の状況(沿岸域)

分類	No	名称	市町村
日本の夕陽百選	1	真玉海岸	豊後高田市
未来に残したい漁業漁村の 歴史文化財産百選	2	御船寄	中津市
	3	姫島七不思議-千人堂-	姫島村
	4	姫島七不思議-浮洲-	
	5	保戸島集落	津久見市
	日本の白砂青松 100 選	6	奈多海岸
7		波当津海岸	佐伯市
日本の渚 100 選	8	黒ヶ浜	大分市
	9	元猿海岸	佐伯市
快水浴場百選	10	奈多・狩宿海水浴場	杵築市
	11	黒島海水浴場	臼杵市
	12	瀬会海水浴場	佐伯市
おおいた遺産	13	中津干潟	中津市
	14	和間海岸の干潟	宇佐市
	15	ホーランエンヤ	豊後高田市
	16	真玉海岸の夕陽	
	17	姫島の黒曜石産地	姫島村
	18	ケバス祭	国東市
	19	奈多海岸の松	杵築市
	20	守江湾の干潟とカブトガニ	
	21	ザビエルの歩いた道	日出町
	22	城下かれい	
	23	高島の自然と戦争遺跡	大分市
	24	関アジ・関サバ	津久見市
	25	保戸島のマグロ漁	
	26	豊後二見ヶ浦	
	27	米水津間越海岸のハマユウ群落	佐伯市

注 1: 色分けは、沿岸海域の区分を示しています。

■: 周防灘沿岸、■: 伊予灘沿岸、■: 別府湾沿岸、■: 豊後水道沿岸

注 2: 番号、出典は、図 1-3 と対応しています。

注 3: おおいた遺産のうち、海岸付近のもの以外は表記していません。

出典: 「日本の夕陽百選」NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協議会

「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」公益財団法人全国漁港漁場協会 (平成 18 年 2 月選定)

「日本の白砂青松 100 選」(社) 日本の松の緑を守る会 (平成 8 年 3 月選定)

「日本の渚 100 選」日本の渚全国協議会 (平成 8 年選定)

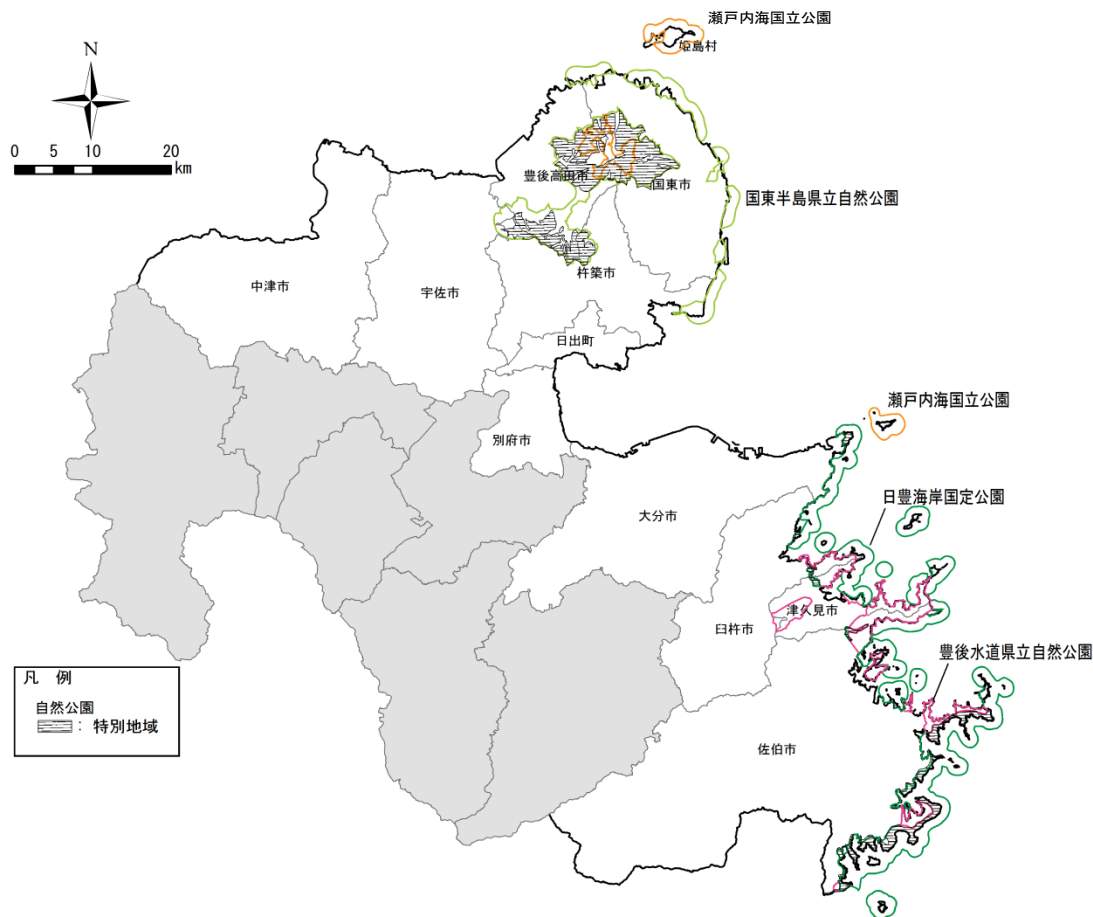
「快水浴場百選」環境省 (平成 18 年選定)

「おおいた遺産」大分県合同新聞社 (平成 18 年 平成 19 年 平成 20 年選定)

以上、令和 2 年 10 月時点。

1.2.2自然公園の指定状況

大分県内では自然公園法に基づく自然公園として、国立公園 2 カ所、国定公園 3 カ所、県立自然公園 5 カ所が指定されており、図 1-4 に示すとおり、沿岸では瀬戸内海国立公園、日豊海岸国定公園、国東半島県立自然公園、豊後水道県立自然公園の 4 カ所が指定されています。



注：自然公園は沿岸部に関するものを抽出しています。

出典：大分県「令和元年版 環境白書」

大分県ホームページ「自然公園の状況」をもとに作成

図 1-4 自然公園の状況

表 1-2 自然公園の指定状況

公園の区分	公園名	指定年月日	所在地
国立公園	瀬戸内海国立公園	昭和 9 年 3 月 16 日	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
国定公園	日豊海岸国定公園	昭和 49 年 2 月 15 日	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
県立公園	国東半島県立自然公園	昭和 26 年 3 月 30 日	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
	豊後水道県立自然公園	昭和 26 年 3 月 30 日	佐伯市、臼杵市、津久見市

出典：大分県ホームページ「自然公園区域閲覧サービス-自然公園の状況」

1.3 海岸利用の状況

1.3.1 海岸の種類

海岸は形状や利用形態によって区分することができ、法律等によって管理者が定められています。海岸の大部分は国有地であり、様々な法律により管理者が定められています。

(1) 海岸形態の種類

海岸は海岸線の状態によって、「自然海岸」、「人工海岸」、「半自然海岸」に区分されます。自然海岸は改変を受けていない砂浜・岩礁・断崖のある海岸、人工海岸は突堤や消波ブロックが設置されたり、砂浜復元のための養浜など改変を受けた海岸、半自然海岸とは、人工の構築物はあるが潮の干満によっては自然の状態になる海岸のことです。現在では、自然海岸は減少し、半自然海岸や人工海岸が増加する傾向にあります。

(2) 法律による区分

海岸に関する法律として制定されている「海岸法」では、海岸を海岸保全区域と一般公共海岸区域の二つに分類しています。両区域では海岸管理者によって海岸環境の整備・保全、海岸内での行為の規制が行われますが、海岸保全区域では、防災、海岸浸食防止のための堤防、突堤、護岸、砂浜など海岸保全施設が整備されています。

なお、海岸保全区域内にある港湾海岸、漁港海岸、農地海岸はそれぞれの管理者によって同様の海岸事業が行われています。

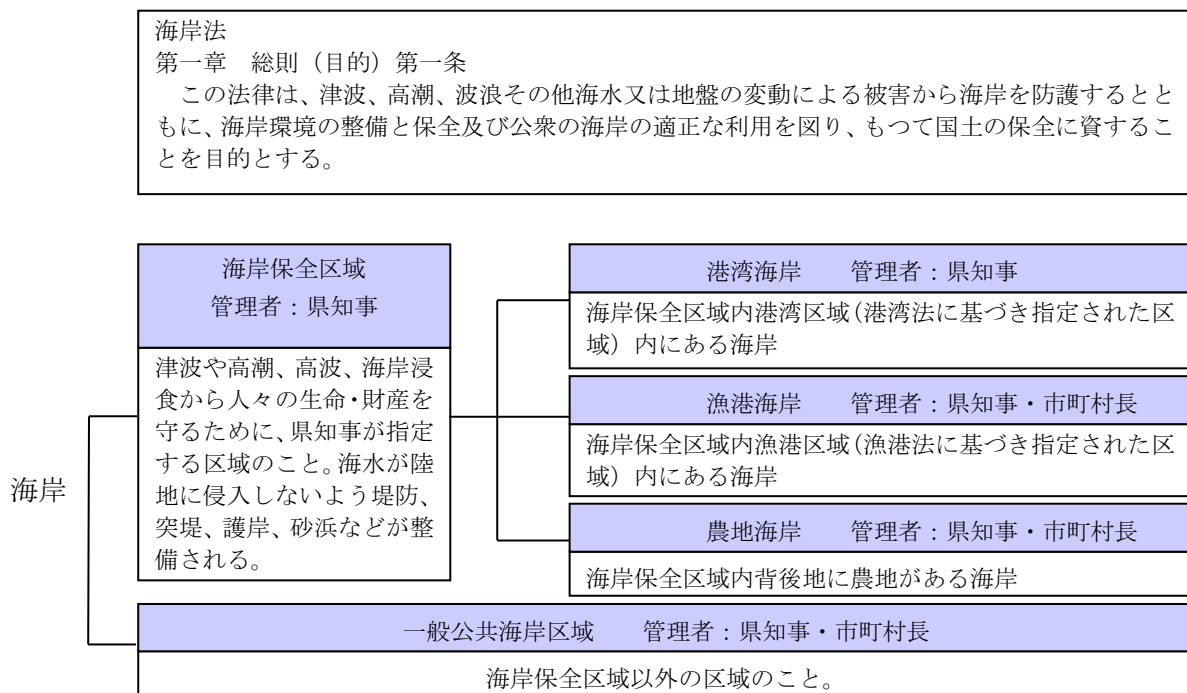
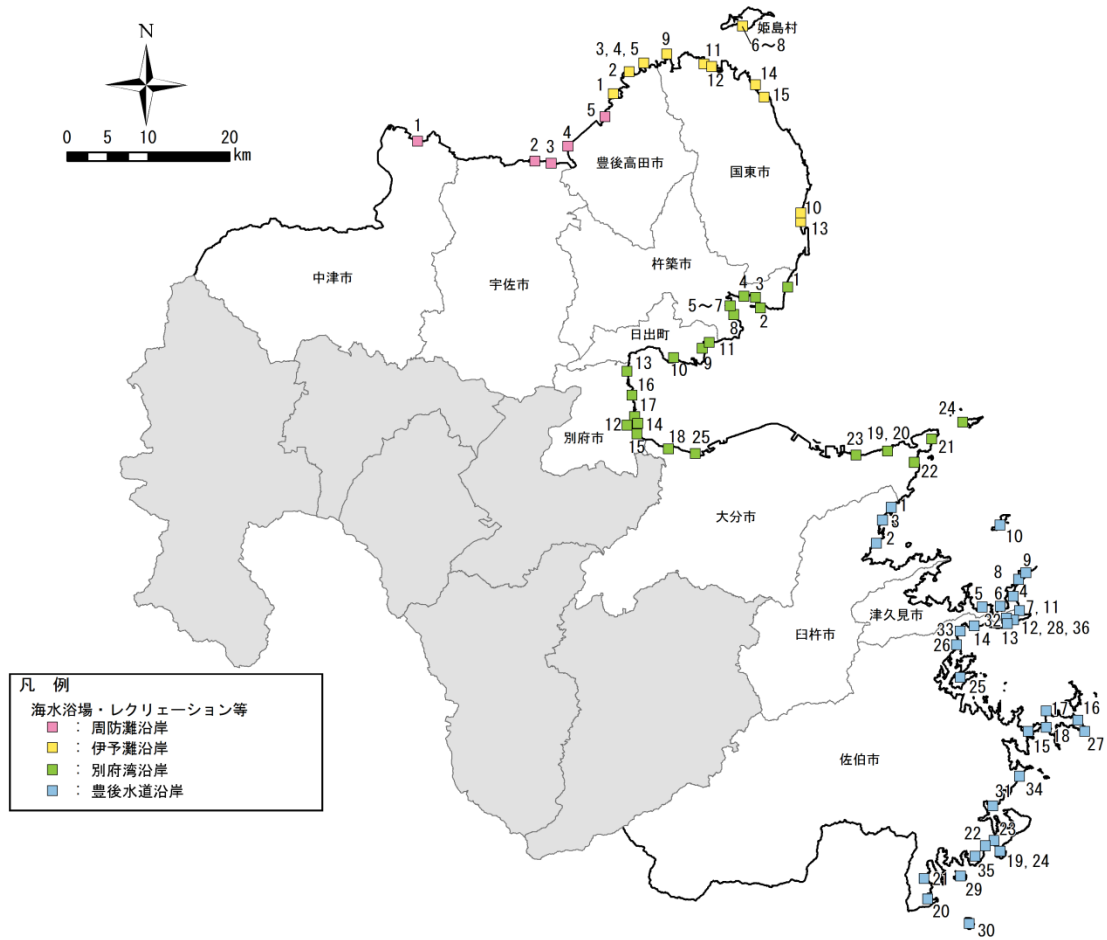


図 1-5 海岸の分類と管理者

1.4 レクリエーション資源の状況

海域を利用したレクリエーションとしては、海水浴、釣り、磯遊び、マリンスポーツ等に利用されています。大分県沿岸におけるレクリエーション資源を図 1-6 及び表 1-3 に示します。



注：番号、出典は表 1-3 と対応しています。
 出典：各市町村観光資料(令和 2 年度 10 月時点)をもとに作成。

図 1-6 レクリエーション資源の状況

表 1-3 レクリエーション資源の状況

地域	分類	名称	市町村	
沿岸 周防灘	潮干狩り・自然観察	1 中津干潟	中津市	
	公園	2 長洲漁港公園	宇佐市	
	海水浴場・潮干狩り	3 和間海浜公園海水浴場宇佐市	宇佐市	
	自然公園	4 呉崎海岸	豊後高田市	
	海水浴場	5 真玉海水浴場豊後高田市	豊後高田市	
伊予灘 沿岸	公園・オートキャンプ場	1 栗嶋公園・栗嶋神社	豊後高田市	
	研修・体験	2 香々地青少年の家		
	洞穴	3 海蝕洞穴		
		4 行者洞穴		
	海水浴場・キャンプ場	5 長崎島リゾートキャンプ場・海水浴場		
	海水浴場	6 姫島海水浴場	姫島村	
	キャンプ場	7 明石キャンプ場		
		8 青年団キャンプ場		
	自然保護公園	9 小島海岸	国東市	
	海水浴場・キャンプ場	10 内田龍神海水浴場		
		11 権現崎キャンプ場		
	公園・オートキャンプ場	12 くにみ海浜公園・オートキャンプ場		
		13 古市海水浴場		
	海水浴場	14 向田海水浴場		
		15 来瀬海水浴場		
別府湾 沿岸	海水浴場	1 奈多海水浴場	杵築市	
	海水浴場・潮干狩り	2 住吉浜海水浴場(住吉浜リゾートパーク)		
		3 天村橋		
	潮干狩り	4 灘手		
		5 城下		
		6 三川		
		7 納屋		
	公園	8 杵築市海浜夢公園	日出町	
	海水浴場・キャンプ場	9 糸ヶ浜海浜公園		
	公園	10 城下公園		
	自然景観	11 金輪島	別府市	
	研修・体験	12 別府湾クルージング		
	海水浴場	13 間の江海水浴場		
	ビーチ・公園	14 SPAビーチ・的ヶ浜公園		
	公園	15 浜町まらめき海岸		
	名所	16 上人ヶ浜公園		
	水遊び	17 餅ヶ浜海浜公園		
	別府湾 沿岸		18 田ノ浦海浜公園海水浴場	大分市
		海水浴場	19 大志生木海水浴場	
			20 小志生木海水浴場	
			21 黒ヶ浜海水浴場	
			22 白木海水浴場	
		海水浴場・キャンプ場	23 神崎海水浴場	
			24 高島海水浴場	
		釣り場	25 かんだん港園	

地域	分類	名称	市町村
豊後水道 沿岸	海水浴場・キャンプ場	1 黒島海水浴場キャンプ場	臼杵市
	伝統泳法	2 山内流寒中水泳大会	
	自然保護公園	3 下の江海岸	
	海水浴場	4 高浜海水浴場	
	研修・体験	5 うみたま体験パークつくみイル	
	自然景観	6 四浦展望台	津久見市
	公園	7 つくみん公園	
		8 間元海峽	
		9 保戸島	
		10 無垢島	
		11 大浜海水浴場	佐伯市
	海水浴場	12 小田の浜海水浴場	
		13 福泊海水浴場	
	海水浴場・キャンプ場	14 瀬会海水浴場(瀬会公園キャンプ場)	
	海水浴場	15 中越海水浴場	
		16 波当津海水浴場	
	SUP(自然、漁村体験)	17 はぶこネイチャーセンター	
	海水浴場	18 間越海水浴場	
		19 元猿海水浴場	
	海水浴場・キャンプ場	20 波当津海水浴場	
	海水浴場	21 葛原海水浴場	
		22 高山海岸	
		23 高平キャンプ場	
	研修・体験	24 あまへ渡世大学	
		25 大入島(スキューバ・ダイビング)	
	公園	26 毛利カボス記念公園	
		27 鶴崎自然公園	
		28 蒲戸崎自然公園	
		29 屋形島	
		30 深島	
		31 江武戸海岸	
	自然景観	32 最勝海浦のウバメガシ自生林	
		33 豊後二見ヶ浦	
		34 空の展望所	
		35 背平山	
		36 三ツ石	

注：番号、出典は、図 1-6 と対応しています。

出典：各市町村観光資料（令和 2 年 10 月時点）をもとに作成。

2. 重点区域

2.1 重点区域の設定

推進計画では、海岸ごみの集積により海岸における景観及び環境の保全に支障が生じ、重点的に対策を講じることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する地域を重点区域として設定しています。

推進計画の改定にあたっては、第1次推進計画の重点区域の設定方法を踏襲しました。

重点区域の設定方法

- (a) 海岸の利用状況や地域の経済活動に鑑み、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (b) 良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (c) 離島地域であって、周辺国や他の都道府県の区域から現に海岸ごみが漂着し、又は今後漂着が見込まれることにより、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (d) 災害に起因する大量の海岸ごみの発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸

重点区域の選定にあたって、「利用」、「自然環境、景観保全」は、「大分県海岸保全施設台帳」、「第4回、第5回海域生物環境調査 環境省」を参考に、「漂着物が発生する離島地域」、「災害時の漂着物発生地域」、「過去に漂着物の発生のある箇所」は、管理者又は市町村への照会結果を参考に選定しています。また、海岸の区分は、海岸統計における中分類を基本としています。

2.2 重点区域一覧

重点区域の一覧を表 2-1 に、重点区域図を図 2-1 に示します。

表 2-1 重点区域一覽 (1/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)		
1	豊前豊後	中津市	1	小祝漁港海岸	-	-	10010	水産庁(大分県)	4,378		
2			2	2	中津港海岸	2-1	角木地区	10021	大分県港湾課	2,216	
3				3	中津港海岸	2-2	米山地区	10022	大分県港湾課	1,377	
4				4	中津港海岸	2-3	大新田地区	10023	大分県港湾課	2,592	
5				5	中津港海岸	2-4	田尻地区	10024	大分県港湾課	5,107	
6			3	中津海岸	-	今津地区	10031	大分県河川課	1,199		
7			4	今津漁港海岸	-	-	10040	水産庁(中津市)	4,033		
8			5	宇佐海岸	-	宇佐1号地区	10051	大分県河川課	995		
9			宇佐市	6	6	宇佐海岸	6-1	宇佐1号地区	10053	大分県河川課	1,919
10					7	宇佐海岸	6-2	宇佐2号地区	10054	大分県河川課	2,695
11					8	宇佐海岸	6-3	宇佐3号地区	10055	大分県河川課	2,446
12					9	宇佐海岸	6-4	宇佐4号地区	10056	大分県河川課	2,231
13					10	宇佐海岸	6-5	宇佐5号地区	10057	大分県河川課	1,624
14					11	宇佐海岸	6-6	宇佐6号地区	10058	大分県河川課	496
15		7		県知事管理海岸	-	-	10060	大分県河川課	70		
16		8		高津漁港海岸	-	四日市地区	10070	水産庁(宇佐市)	2,243		
17		9		長洲漁港海岸	-	宇佐地区	10081	水産庁(大分県)	3,292		
18		10		和間漁港海岸	-	和間地区	10090	水産庁(宇佐市)	839		
19		11	高田港海岸	-	久兵衛地区	10101	大分県港湾課	4,790			
20		豊後高田市	14	12	宇佐海岸	-	高田地区	10052	大分県河川課	1,786	
21				13	高田港海岸	-	尾崎地区	10102	大分県港湾課	2,525	
22				14	高田海岸	14-1	水崎地区	10111	大分県農村基盤整備課	2,550	
23				15	高田海岸	14-2	西国東地区	10112	大分県農村基盤整備課	3,558	
24				16	高田海岸	14-3	西国東第二地区	10113	大分県農村基盤整備課	5,449	
25				17	真玉漁港海岸	-	浜西地区	10130	水産庁(豊後高田市)	1,262	
26				18	真玉海岸	16-1	西国東第三地区	10121	大分県農村基盤整備課	5,499	
27				19	真玉海岸	16-2	臼野地区	10141	大分県河川課	1,286	
28				20	真玉港海岸	-	真玉地区	10150	大分県港湾課	0	
29				21	尾鷲漁港海岸	-	尾鷲地区	10160	水産庁(豊後高田市)	793	
30				22	県知事管理海岸	-	-	10170	大分県河川課	280	
31				23	臼野港海岸	-	臼野地区	10181	大分県港湾課	2,313	
32				24	県知事管理海岸	-	-	10190	大分県河川課	360	
33			25	小林漁港海岸	-	小林地区	10201	水産庁(豊後高田市)	835		
34			26	県知事管理海岸	-	-	10210	大分県河川課	123		
35			27	堅来港海岸	-	堅来地区	10221	大分県港湾課	1,888		
36			28	三浦漁港海岸	-	小池地区	10231	水産庁(豊後高田市)	1,113		
37			29	県知事管理海岸	-	-	10240	大分県河川課	210		
38			30	香々地海岸	-	丸山地区	10251	大分県河川課	250		
39			31	香々地海岸	28-1	尾崎地区	10252	大分県河川課	1,091		
40			32	香々地海岸	28-2	波戸地区	10253	大分県河川課	620		
41			33	羽根港海岸	-	羽根地区	10260	大分県港湾課	2,462		
42			34	羽根海岸	30-1	西磯地区	10271	大分県河川課	170		
43			35	羽根海岸	30-2	中塚地区	10272	大分県河川課	0		
44			36	県知事管理海岸	-	-	10280	大分県河川課	295		
45			37	松津漁港海岸	-	松津地区	10291	水産庁(豊後高田市)	761		
46			38	県知事管理海岸	-	-	10300	大分県河川課	530		
47			39	香々地漁港海岸	34-1	香々地地区	10311	水産庁(大分県)	5,483		
48			40	香々地漁港海岸	34-2	高島地区香々地町	10312	水産庁(大分県)	600		
49			41	県知事管理海岸	35-1	-	10320	大分県河川課	150		
50			42	県知事管理海岸	35-2	-	10330	大分県河川課	1,583		
51			43	香々地漁港海岸	-	高島地区国見町	10313	水産庁(大分県)	671		
52			44	小高島港海岸	-	小高島地区	10340	大分県港湾課	1,255		
53			45	小野田漁港海岸	-	小野田地区	10351	水産庁(大分県)	1,183		
54			46	県知事管理海岸	-	-	10360	大分県河川課	580		
55			47	竹田津漁港海岸	-	竹田津地区	10371	水産庁(大分県)	5,628		
56			48	竹田津海岸	-	竹田津地区	10381	大分県農村基盤整備課	1,887		
57			49	県知事管理海岸	-	-	10390	大分県河川課	40		
58			50	種田漁港海岸	-	種田地区	10401	水産庁(国東市)	473		
59			51	県知事管理海岸	-	-	10410	大分県河川課	1,040		
60			52	国東港海岸	45-1	伊美(天神)地区	10421	大分県港湾課	1,984		
61			53	国東港海岸	45-2	伊美(古町)地区	10422	大分県港湾課	1,742		
62			54	古町漁港海岸	-	古町地区	10431	水産庁(国東市)	661		
63			55	国東港海岸	-	榑来(榑来)地区	10441	大分県港湾課	2,805		
64			56	榑来港海岸	-	榑来地区	10451	大分県農村基盤整備課	1,076		
65			57	古江漁港海岸	-	古江地区	10461	水産庁(国東市)	1,522		
66			58	国東港海岸	-	岐部地区	10470	大分県港湾課	1,831		
67			59	岐部港海岸	-	岐部地区	10481	大分県農村基盤整備課	2,100		
68			60	県知事管理海岸	-	-	10490	大分県河川課	1,260		
69			61	唹ノ浦漁港海岸	-	唹ノ浦地区	10501	水産庁(国東市)	1,564		
70			62	県知事管理海岸	-	-	10510	大分県河川課	460		
71			63	国東港海岸	55-1	熊毛(小熊毛)地区	10521	大分県港湾課	1,243		
72			64	国東港海岸	55-2	熊毛(大熊毛)地区	10522	大分県港湾課	1,064		
73			65	面木漁港海岸	-	面木地区	10531	水産庁(大分県)	1,675		
74			66	国東海岸	-	面木地区	10541	大分県農村基盤整備課	1,003		

表 2-1 重点区域一覽 (2/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)	
75	豊前豊後	国東市	58	内迫漁港海岸	58-1	影地区	10550	水産庁(国東市)	386	
76			内迫漁港海岸	58-2	内迫地区	10551	水産庁(国東市)	420		
77			59	県知事管理海岸	59-1	—	10560	大分県河川課	910	
78			県知事管理海岸	59-2	—	10570	大分県河川課	430		
79			60	島田漁港海岸	—	島田地区	10581	水産庁(国東市)	1,679	
80			61	県知事管理海岸	—	—	10590	大分県河川課	330	
81			62	国東海岸	—	向田地区	10600	大分県港湾課	1,127	
82			63	県知事管理海岸	—	—	10610	大分県河川課	154	
83			64	国東海岸	64-1	来浦地区	10621	大分県農村基盤整備課	1,358	
84			国東海岸	64-2	来浦地区国東町	10622	大分県農村基盤整備課	—		
85			65	来浦漁港海岸	—	来浦地区	10630	水産庁(国東市)	1,275	
86			66	県知事管理海岸	—	—	10640	大分県河川課	575	
87			67	国東海岸	67-1	奈良原地区	10651	大分県河川課	561	
88				国東海岸	67-2	羽田地区	10652	大分県河川課	754	
89				国東海岸	67-3	富来地区	10653	大分県河川課	1,048	
90				国東海岸	67-4	田深地区	10654	大分県河川課	533	
91				国東海岸	67-5	小原地区	10655	大分県河川課	2,193	
92			68	堅来漁港海岸	68-1	奈良原地区	10661	水産庁(国東市)	526	
93				堅来漁港海岸	68-2	深江地区	10662	水産庁(国東市)	868	
94				堅来漁港海岸	68-3	堅来地区	10663	水産庁(国東市)	1,456	
95			69	県知事管理海岸	69-1	—	10670	大分県河川課	400	
96				県知事管理海岸	69-2	—	10680	大分県河川課	185	
97			70	国東海岸	70-1	富来(富来浦)地区	10691	大分県港湾課	1,480	
98				国東海岸	70-2	富来(長浜)地区	10692	大分県港湾課	2,153	
99			71	県知事管理海岸	—	—	10700	大分県河川課	830	
100			72	北江漁港海岸	—	北江地区	10711	水産庁(国東市)	1,341	
101			73	県知事管理海岸	—	—	10720	大分県河川課	238	
102			74	国東海岸	74-1	国東(田深)地区	10731	大分県港湾課	2,250	
103				国東海岸	74-2	国東(王子ヶ浜)地区	10732	大分県港湾課	1,789	
104			75	県知事管理海岸	—	—	10740	大分県河川課	210	
105			76	平床漁港海岸	76-1	平床地区	10750	水産庁(国東市)	706	
106			76	平床漁港海岸	76-2	黒津地区	10751	水産庁(国東市)	1,491	
107			77	国東海岸	—	小原地区	10761	大分県農村基盤整備課	698	
108			78	国東・武蔵海岸	—	重藤・内田地区	10771	大分県農村基盤整備課	2,760	
109			79	国東海岸	79-1	武蔵(藤本)地区	10871	大分県港湾課	2,792	
110				国東海岸	79-2	武蔵(糸原)地区	10872	大分県港湾課	995	
111			80	大海田漁港海岸	—	大海田地区	10880	水産庁(国東市)	796	
112			81	大分空港	81-1	武蔵町	10890	大分県港湾課	3,161	
113				大分空港	81-2	安岐町	10899	大分県港湾課	2,939	
114			82	県知事管理海岸	—	—	10900	大分県河川課	514	
115			83	安岐漁港海岸	83-1	安岐地区	10910	水産庁(国東市)	2,213	
116				安岐漁港海岸	83-2	塩屋地区	10919	水産庁(国東市)	472	
117			84	安岐海岸	—	塩屋地区	10921	大分県河川課	1,070	
118			85	県知事管理海岸	85-1	—	10930	大分県河川課	216	
119				県知事管理海岸	85-2	—	10940	大分県河川課	23	
120			86	東浦漁港海岸	86-1	金地区	10781	水産庁(姫島村)	718	
121				東浦漁港海岸	86-2	稲積地区	10782	水産庁(姫島村)	5,351	
122				東浦漁港海岸	86-3	大海地区	10783	水産庁(姫島村)	1,141	
123			87	県知事管理海岸	—	—	10790	大分県河川課	500	
124			88	姫島海岸	88-1	松原地区	10801	大分県港湾課	1,751	
125				姫島海岸	88-2	追崎地区	10802	大分県港湾課	2,233	
126			89	姫島海岸	—	追崎地区	10811	大分県河川課	90	
127			90	県知事管理海岸	—	—	10820	大分県河川課	1,150	
128			91	西浦漁港海岸	—	西浦地区	10831	水産庁(姫島村)	1,191	
129			92	県知事管理海岸	—	—	10840	大分県河川課	720	
130			93	北浦漁港海岸	—	北浦地区	10851	水産庁(姫島村)	4,485	
131			94	県知事管理海岸	—	—	10860	大分県河川課	1,380	
132			95	国東海岸	—	臼石地区	10656	大分県河川課	1,065	
133				県知事管理海岸	—	—	10949	大分県河川課	154	
134				97	杵築海岸	—	奈多地区	10951	大分県河川課	3,847
135				98	奈多漁港海岸	—	—	10960	水産庁(杵築市)	722
136				99	美濃崎漁港海岸	—	美濃崎地区	10971	水産庁(杵築市)	700
137				100	県知事管理海岸	—	—	10980	大分県河川課	1,531
138				101	守江海岸	101-1	納屋地区	10990	大分県港湾課	7,885
139					守江海岸	101-2	守江地区	10991	大分県港湾課	7,817
140					守江海岸	101-3	杵築地区	10992	大分県港湾課	3,881
141					守江海岸	101-4	住吉浜地区	10993	大分県港湾課	3,391
142					102	杵築海岸	—	杵築地区	11001	大分県農村基盤整備課
143				103	県知事管理海岸	—	—	11010	大分県河川課	1,590
144				104	加貫漁港海岸	—	加貫地区	11021	水産庁(杵築市)	1,066
145				105	県知事管理海岸	—	—	11030	大分県河川課	1,550
146			106	八代漁港海岸	—	八代地区杵築市	11041	水産庁(杵築市)	321	

表 2-1 重点区域一覽 (3/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)	
147	豊前豊後	日出町	107	八代漁港海岸	-	八代地区日出町	11042	水産庁(日出町)	327	
148			108	県知事管理海岸	-	-	11050	大分県河川課	600	
149			109	真那井漁港海岸	-	真那井地区	11061	水産庁(日出町)	801	
150			110	真那井海岸	-	-	11071	大分県河川課	577	
151			111	日出海岸	111-1	糸ヶ浜地区	11081	大分県河川課	3100	
152			111	日出海岸	111-2	豊岡地区	11082	大分県河川課	1,570	
153			112	大神漁港海岸	-	大神地区	11091	水産庁(日出町)	3,435	
154			113	県知事管理海岸	-	-	11100	大分県河川課	1,620	
155			114	瀬ノ上漁港海岸	-	瀬ノ上地区	11111	水産庁(日出町)	638	
156			115	県知事管理海岸	-	-	11120	大分県河川課	650	
157			116	小深江漁港海岸	-	小深江地区	11131	水産庁(日出町)	1,257	
158			117	県知事管理海岸	-	-	11140	大分県河川課	1,750	
159		118	日出港海岸	118-1	尖地区	11150	大分県港湾課	2,182		
160		118	日出港海岸	118-2	須崎地区	11151	大分県港湾課	3,021		
161		119	豊岡漁港海岸	-	豊岡地区	11161	水産庁(日出町)	2,184		
162		120	豊岡海岸	-	平道地区	11171	大分県河川課	1,277		
163		別府市	121	121-1	別府港海岸	121-1	関ノ江地区	11181	大分県港湾課	2,404
164				121-2	別府港海岸	121-2	上人ヶ浜地区	11182	大分県港湾課	3,013
165				121-3	別府港海岸	121-3	餅ヶ浜地区	11183	大分県港湾課	3,073
166				121-4	別府港海岸	121-4	北浜2地区	11184	大分県港湾課	1,612
167				121-5	別府港海岸	121-5	北浜1地区	11185	大分県港湾課	2,019
168	122			亀川漁港海岸	-	-	11190	水産庁(大分県)	2,091	
169	大分市	123	123-1	県知事管理海岸	-	-	11200	大分県河川課	2,505	
170			124-1	大分海岸	124-1	田ノ浦地区	11211	大分県河川課	1,379	
171			124-2	大分海岸	124-2	白木地区	11212	大分県河川課	530	
172			125	県知事管理海岸	-	-	11220	大分県河川課	500	
173			126	県知事管理海岸	-	-	11230	大分県河川課	594	
174			127	127-1	大分港海岸	127-1	津留地区	11240	大分県港湾課	6,882
175				127-2	大分港海岸	127-2	西大分地区	11241	大分県港湾課	3,829
176				127-3	大分港海岸	127-3	住吉地区	11242	大分県港湾課	5,597
177				127-4	大分港海岸	127-4	乙津地区	11243	大分県港湾課	7,766
178				127-5	大分港海岸	127-5	鶴崎地区	11244	大分県港湾課	6,991
179				127-6	大分港海岸	127-6	大在地区	11245	大分県港湾課	17,972
180				127-7	大分港海岸	127-7	坂ノ市地区	11246	大分県港湾課	6,095
181				127-8	大分港海岸	127-8	神崎地区	11247	大分県港湾課	2,884
182			128	神崎漁港海岸	-	神崎地区	11251	水産庁(大分市)	1,535	
183			129	佐賀関海岸	129-1	幸崎地区	11261	大分県河川課	52	
184			129-2	佐賀関海岸	129-2	幸幸地区	11262	大分県河川課	265	
185			130	大平漁港海岸	-	大平地区	11271	水産庁(大分市)	724	
186			131	県知事管理海岸	-	-	11280	大分県河川課	685	
187	132	志生木漁港海岸	-	志生木地区	11291	水産庁(大分市)	2,160			
188	133	133-1	県知事管理海岸	133-1	-	11300	大分県河川課	858		
189		133-2	県知事管理海岸	133-2	-	11310	大分県河川課	750		
190		134-1	佐賀関港海岸	134-1	古宮地区	11320	大分県港湾課	1,188		
191		134-2	佐賀関港海岸	134-2	金山地区	11321	大分県港湾課	2,681		
192		135	県知事管理海岸	-	-	11330	大分県河川課	1,540		
193		136	福水漁港海岸	-	-	11340	水産庁(大分市)	441		
194		137-1	県知事管理海岸	137-1	-	11350	大分県河川課	2,720		
195		137-2	県知事管理海岸	137-2	-	11360	大分県河川課	6,173		
196		138	県知事管理海岸	-	-	20010	大分県河川課	1,300		
197		豊後水道西	大分市	139	小黒漁港海岸	-	小黒地区	20021	水産庁(大分市)	1,347
198	140			県知事管理海岸	-	-	20030	大分県河川課	1,600	
199	141			141-1	佐賀関漁港海岸	141-1	幸ノ浦地区	20041	水産庁(大分市)	743
200				141-2	佐賀関漁港海岸	141-2	関地区	20051	水産庁(大分市)	2,240
201				141-3	佐賀関漁港海岸	141-3	汐見地区	20052	水産庁(大分市)	715
202	142			県知事管理海岸	-	-	20060	大分県河川課	420	
203	143			佐賀関海岸	-	白木地区	20071	大分県河川課	445	
204	144			白木漁港海岸	-	-	20080	水産庁(大分市)	284	
205	145			県知事管理海岸	-	-	20090	大分県河川課	90	
206	146			玉井漁港海岸	-	-	20100	水産庁(大分市)	247	
207	147			県知事管理海岸	-	-	20110	大分県河川課	1,470	
208	148			室生漁港海岸	-	室生地区	20121	水産庁(大分市)	521	
209	149			県知事管理海岸	-	-	20130	大分県河川課	650	
210	150			田ノ浦漁港海岸	-	田ノ浦地区	20141	水産庁(大分市)	816	
211	151			県知事管理海岸	-	-	20150	大分県河川課	510	
212	152			上浦漁港海岸	-	上浦地区	20161	水産庁(大分市)	1,008	
213	153-1			佐賀関海岸	153-1	串ヶ鼻地区	20171	大分県農村基盤整備課	984	
214	153-2			佐賀関海岸	153-2	串ヶ鼻地区	20172	大分県農村基盤整備課	-	
215	154			県知事管理海岸	-	-	20180	大分県河川課	366	
216	155			下浦漁港海岸	-	下浦地区	20191	水産庁(大分市)	1,741	
217	156			一尺屋海岸	-	一尺屋地区	20201	大分県河川課	400	
218	157			県知事管理海岸	-	-	20210	大分県河川課	485	

表 2-1 重点区域一覽 (4/6)

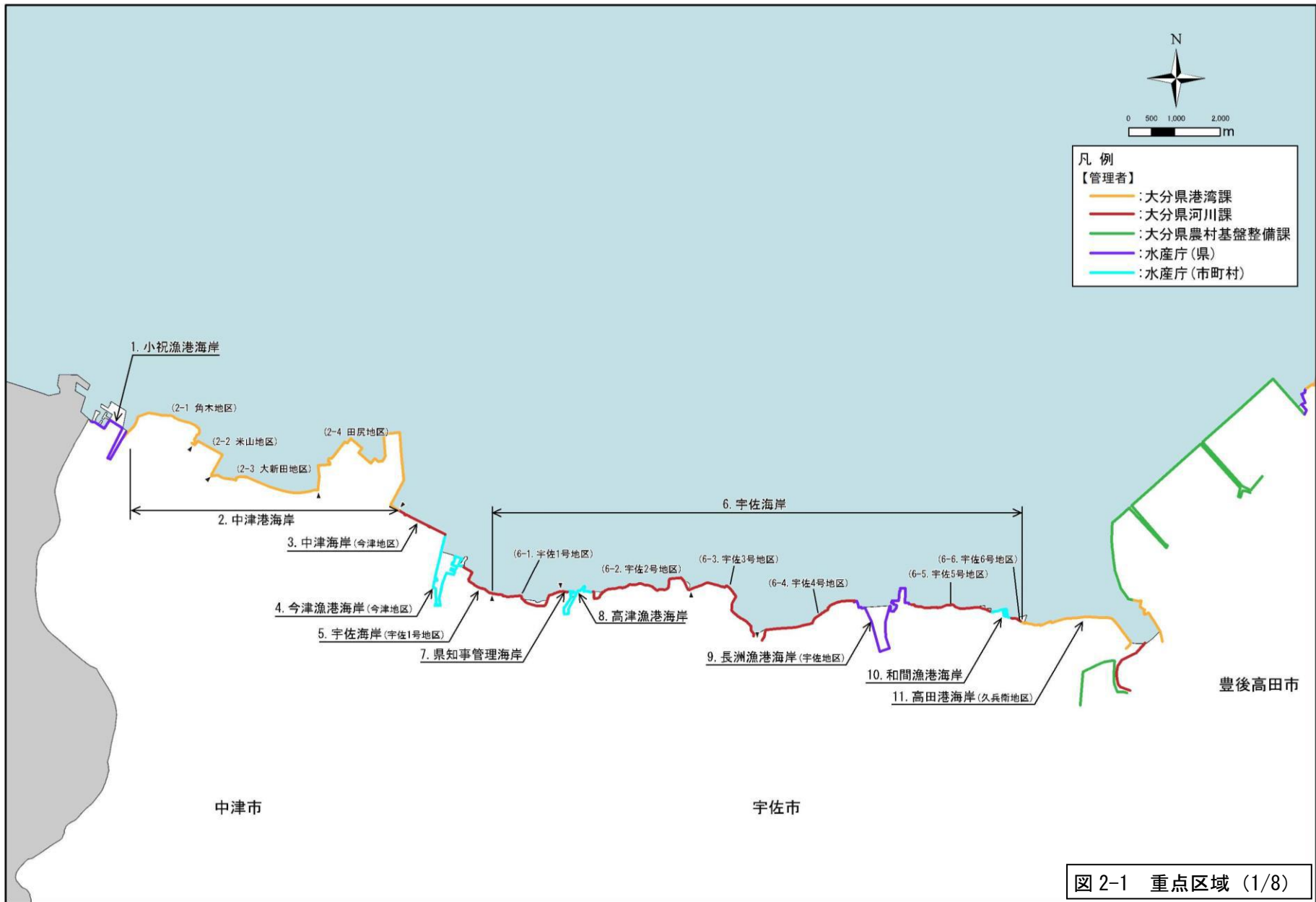
通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
219	豊後水道西	臼杵市	158	臼杵海岸	158-1	佐志生地区	20221	大分県河川課	2,597
220				臼杵海岸	158-2	佐志生(黒島)地区	20222	大分県河川課	403
221				臼杵海岸	158-3	風成地区	20223	大分県河川課	775
222			159	県知事管理海岸	-	-	20230	大分県河川課	1,450
223			160	佐志生漁港海岸	160-1	-	20240	水産庁(臼杵市)	1,117
224				佐志生漁港海岸	160-2	厚木地区	20241	水産庁(臼杵市)	1,900
225			161	県知事管理海岸	-	-	20260	大分県河川課	410
226			162	下ノ江海岸	-	下ノ江地区	20271	大分県港湾課	4,698
227			163	県知事管理海岸	-	-	20280	大分県河川課	805
228			164	中津浦漁港海岸	-	中津浦地区	20291	水産庁(臼杵市)	2,492
229			165	臼杵港海岸	165-1	大浜・諏訪地区	20301	大分県港湾課	4,373
230				臼杵港海岸	165-2	祇園洲地区	20302	大分県港湾課	2,022
231				臼杵港海岸	165-3	板知屋地区	20303	大分県港湾課	3,478
232			166	臼杵漁港海岸	-	板知屋地区	20311	水産庁(大分県)	1,721
233			167	県知事管理海岸	-	-	20320	大分県河川課	1,030
234			168	上浦(臼杵)漁港海岸	-	大泊・風成地区	20331	水産庁(臼杵市)	2,628
235			169	鳴川漁港海岸	-	-	20340	水産庁(臼杵市)	780
236			170	県知事管理海岸	-	-	20350	大分県河川課	55
237			171	坪江漁港海岸	-	坪江地区	20361	水産庁(臼杵市)	493
238			172	県知事管理海岸	-	-	20370	大分県河川課	665
239			173	津久見島漁港海岸	-	津久見島地区	20381	水産庁(臼杵市)	498
240			174	県知事管理海岸	-	-	20390	大分県河川課	1,380
241			175	深江漁港海岸	-	深江地区	20401	水産庁(臼杵市)	1,038
242			176	県知事管理海岸	-	-	20410	大分県河川課	1,590
243			177	東深江漁港海岸	177-1	柿ノ浦地区	20421	水産庁(臼杵市)	1,989
244				東深江漁港海岸	177-2	久保浦・笠場・破磯地区	20422	水産庁(臼杵市)	1,199
245			178	県知事管理海岸	-	-	20430	大分県河川課	810
246			179	清水漁港海岸	-	清水地区	20441	水産庁(臼杵市)	880
247			180	県知事管理海岸	-	-	20450	大分県河川課	2,120
248	181	泊ヶ内漁港海岸	-	泊ヶ内地区	20461	水産庁(臼杵市)	1,368		
249	182	県知事管理海岸	-	-	20470	大分県河川課	745		
250	豊後水道西	津久見市	183	県知事管理海岸	-	-	20479	大分県河川課	2,775
251			184	無垢島漁港海岸	-	無垢島地区	20481	水産庁(津久見市)	1,029
252			185	県知事管理海岸	185-1	-	20490	大分県河川課	1,730
253				県知事管理海岸	185-2	-	20500	大分県河川課	4,170
254			186	楠屋漁港海岸	-	楠屋地区	20511	水産庁(津久見市)	740
255			187	県知事管理海岸	-	-	20520	大分県河川課	1,210
256			188	長目漁港海岸	188-1	長目地区	20531	水産庁(津久見市)	3,403
257				長目漁港海岸	188-2	黒島地区	20532	水産庁(津久見市)	697
258			189	県知事管理海岸	-	-	20540	大分県河川課	1,140
259			190	津久見港海岸	190-1	立花地区	20550	大分県港湾課	2,929
260				津久見港海岸	190-2	堅浦地区	20551	大分県港湾課	5,448
261				津久見港海岸	190-3	青江地区	20552	大分県港湾課	5,745
262				津久見港海岸	190-4	千怒地区	20553	大分県港湾課	4,335
263			191	県知事管理海岸	-	-	20560	大分県河川課	2,130
264			192	津久見海岸	-	冠地区	20571	大分県河川課	541
265			193	県知事管理海岸	-	-	20580	大分県河川課	2,505
266			194	日代漁港海岸	194-1	日見地区	20591	水産庁(津久見市)	2,451
267				日代漁港海岸	194-2	網代地区	20592	水産庁(津久見市)	2,357
268			195	県知事管理海岸	-	-	20600	大分県河川課	880
269			196	赤江漁港海岸	-	赤江地区	20611	水産庁(津久見市)	3,476
270			197	県知事管理海岸	-	-	20620	大分県河川課	4,300
271			198	仙水漁港海岸	-	鳩荒代地区	20631	水産庁(津久見市)	4,516
272			199	県知事管理海岸	-	-	20640	大分県河川課	880
273			200	四浦漁港海岸	-	四浦地区	20651	水産庁(津久見市)	9,344
274			201	県知事管理海岸	-	-	20660	大分県河川課	250
275			202	大元漁港海岸	-	大元地区	20671	水産庁(津久見市)	1,810
276			203	保戸島漁港海岸	-	保戸島地区	20681	水産庁(大分県)	4,222
277			204	県知事管理海岸	204-1	-	20690	大分県河川課	1,400
278			204	県知事管理海岸	204-2	-	20700	大分県河川課	1,760
279	205	高浜漁港海岸	-	高浜地区	20711	水産庁(津久見市)	912		
280	206	県知事管理海岸	-	-	20720	大分県河川課	1,565		
281	207	県知事管理海岸	-	-	20729	大分県河川課	75		
282	208	大浜漁港海岸	-	大浜地区	20731	水産庁(佐伯市)	415		
283	209	県知事管理海岸	-	-	20740	大分県河川課	4,220		
284	210	蒲戸漁港海岸	-	蒲戸地区	20751	水産庁(佐伯市)	794		
285	211	中崎海岸	-	-	20761	大分県河川課	305		
286	212	福泊漁港海岸	-	福泊地区	20771	水産庁(佐伯市)	607		
287	213	県知事管理海岸	-	-	20780	大分県河川課	926		
288	214	最勝海岸	-	-	20791	大分県河川課	2,156		
289	215	長田漁港海岸	-	長田地区	20801	水産庁(佐伯市)	968		
290	216	県知事管理海岸	-	-	20810	大分県河川課	380		

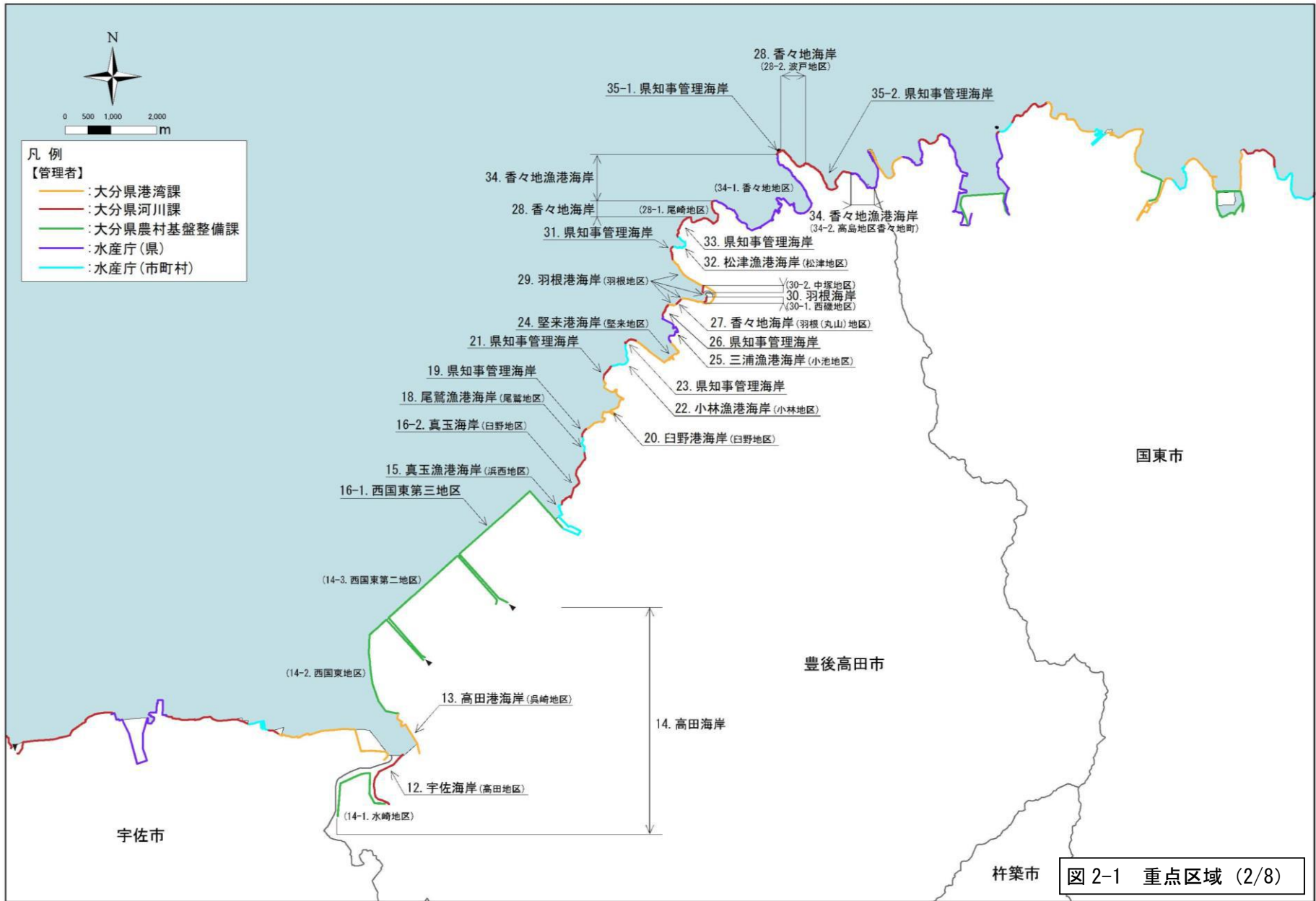
表 2-1 重点区域一覽 (5/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
291	豊後水道西	佐伯市	217	浅海井漁港海岸	217-1	旭日地区	20821	水産庁(佐伯市)	530
292				浅海井漁港海岸	217-2	夏井地区	20822	水産庁(佐伯市)	1,056
293				浅海井漁港海岸	217-3	津井地区	20823	水産庁(佐伯市)	2,298
294				浅海井漁港海岸	217-4	小島地区	20824	水産庁(佐伯市)	801
295				浅海井漁港海岸	217-5	浅海井地区	20825	水産庁(佐伯市)	970
296			218	上浦海岸	218-1	夏井地区	20831	大分県農村基盤整備課	610
297				上浦海岸	218-2	広浦地区	20841	大分県河川課	943
298			219	浪太漁港海岸	-	浪太地区	20851	水産庁(佐伯市)	1,013
299			220	県知事管理海岸	-	-	20860	大分県河川課	800
300			221	二栄漁港海岸	-	-	20870	水産庁(佐伯市)	1,019
301			222	県知事管理海岸	-	-	20880	大分県河川課	450
302			223	護江漁港海岸	-	護江地区	20891	水産庁(佐伯市)	2,493
303			224	県知事管理海岸	-	-	20900	大分県河川課	2,090
304			225	霞ヶ浦漁港海岸	-	霞ヶ浦地区	20911	水産庁(佐伯市)	4,944
305			226	佐伯港海岸	226-1	海崎・葛地区	20921	大分県港湾課	6,286
306				佐伯港海岸	226-2	女島地区	20922	大分県港湾課	7,052
307				佐伯港海岸	226-3	守後地区	20923	大分県港湾課	1,149
308				佐伯港海岸	226-4	石間地区	20924	大分県港湾課	1,276
309				佐伯港海岸	226-5	大荒網代地区	20925	大分県港湾課	2,535
310			227	県知事管理海岸	-	-	20930	大分県河川課	1,750
311			228	片神漁港	-	-	20940	水産庁(佐伯市)	567
312			229	片神漁港海岸	-	片神地区	20941	水産庁(佐伯市)	3,291
313			230	県知事管理海岸	230-1	-	20950	大分県河川課	390
314				県知事管理海岸	230-2	-	20960	大分県河川課	650
315			231	高松漁港海岸	-	高松地区	20971	水産庁(佐伯市)	944
316			232	県知事管理海岸	-	-	20980	大分県河川課	620
317			233	佐伯海岸	-	高松浦地区	20991	大分県農村基盤整備課	218
318			234	県知事管理海岸	-	-	21000	大分県河川課	2,090
319			235	日向泊漁港海岸	-	日向泊地区	21011	水産庁(佐伯市)	922
320			236	県知事管理海岸	-	-	21020	大分県河川課	875
321			237	塩ヶ谷漁港海岸	-	塩ヶ谷地区	21031	水産庁(佐伯市)	3,142
322			238	県知事管理海岸	-	-	21040	大分県河川課	1,234
323			239	大入島漁港海岸	-	-	21050	水産庁(佐伯市)	1,313
324			240	県知事管理海岸	240-1	-	21060	大分県河川課	613
325				県知事管理海岸	240-2	-	21069	大分県河川課	1,007
326			241	吹浦漁港海岸	-	吹浦地区	21071	水産庁(佐伯市)	1,794
327			242	鶴見海岸	242-1	荒三郎地区	21081	大分県河川課	1,344
328				鶴見海岸	242-2	猿鳴地区	21082	大分県河川課	2,121
329			243	松浦漁港海岸	-	松浦地区	21091	水産庁(大分県)	4,111
330			244	県知事管理海岸	-	-	21100	大分県河川課	760
331			245	二又漁港海岸	-	二又地区	21111	水産庁(佐伯市)	2,651
332			246	県知事管理海岸	-	-	21120	大分県河川課	3,719
333			247	有明漁港海岸	-	有明地区	21131	水産庁(佐伯市)	4,694
334			248	県知事管理海岸	-	-	21140	大分県河川課	3,230
335			249	羽出漁港海岸	-	羽出地区	21151	水産庁(佐伯市)	2,805
336			250	県知事管理海岸	-	-	21160	大分県河川課	130
337			251	中越漁港海岸	-	中越地区	21171	水産庁(佐伯市)	1,091
338			252	島江漁港海岸	-	島江地区	21180	水産庁(佐伯市)	390
339			253	県知事管理海岸	-	-	21190	大分県河川課	1,393
340			254	猿戸漁港海岸	-	猿戸地区	21200	水産庁(佐伯市)	1,997
341			255	県知事管理海岸	-	-	21210	大分県河川課	2,630
342			256	丹賀漁港海岸	-	丹賀地区	21221	水産庁(佐伯市)	766
343			257	丹賀浦海岸	-	丹賀浦地区	21231	大分県河川課	415
344			258	県知事管理海岸	-	-	21240	大分県河川課	2,252
345			259	梶寄漁港海岸	-	梶寄地区	21251	水産庁(佐伯市)	950
346			260	県知事管理海岸	-	-	21260	大分県河川課	1,040
347			261	下梶寄海岸	-	-	21271	大分県河川課	565
348			262	大島漁港海岸	-	大島地区	21281	水産庁(佐伯市)	3,645
349			263	県知事管理海岸	263-1	-	21290	大分県河川課	8,000
350				県知事管理海岸	263-2	-	21300	大分県河川課	2,528
351				県知事管理海岸	263-3	-	21309	大分県河川課	5,112
352			264	芳ヶ浦海岸	-	芳ヶ浦地区	21311	大分県河川課	569
353			265	県知事管理海岸	-	-	21320	大分県河川課	5,810
354			266	間越漁港海岸	-	間越地区	21331	水産庁(佐伯市)	1,002
355			267	県知事管理海岸	-	-	21340	大分県河川課	11,160
356			268	小浦漁港海岸	-	小浦地区	21351	水産庁(佐伯市)	1,661
357			269	浦代港海岸	-	浦代地区	21361	大分県港湾課	4,274
358			270	浦代港海岸	-	田鶴音地区	21371	大分県農村基盤整備課	350
359			271	県知事管理海岸	-	-	21380	大分県河川課	1,608
360			272	米水津海岸	-	大内浦地区	21391	大分県河川課	493
361			273	県知事管理海岸	-	-	21400	大分県河川課	220
362			274	色宮漁港海岸	-	色宮地区	21411	水産庁(佐伯市)	3,993
363			275	県知事管理海岸	275-1	-	21420	大分県河川課	2,777
364				県知事管理海岸	275-2	-	21429	大分県河川課	6,363

表 2-1 重点区域一覽 (6/6)

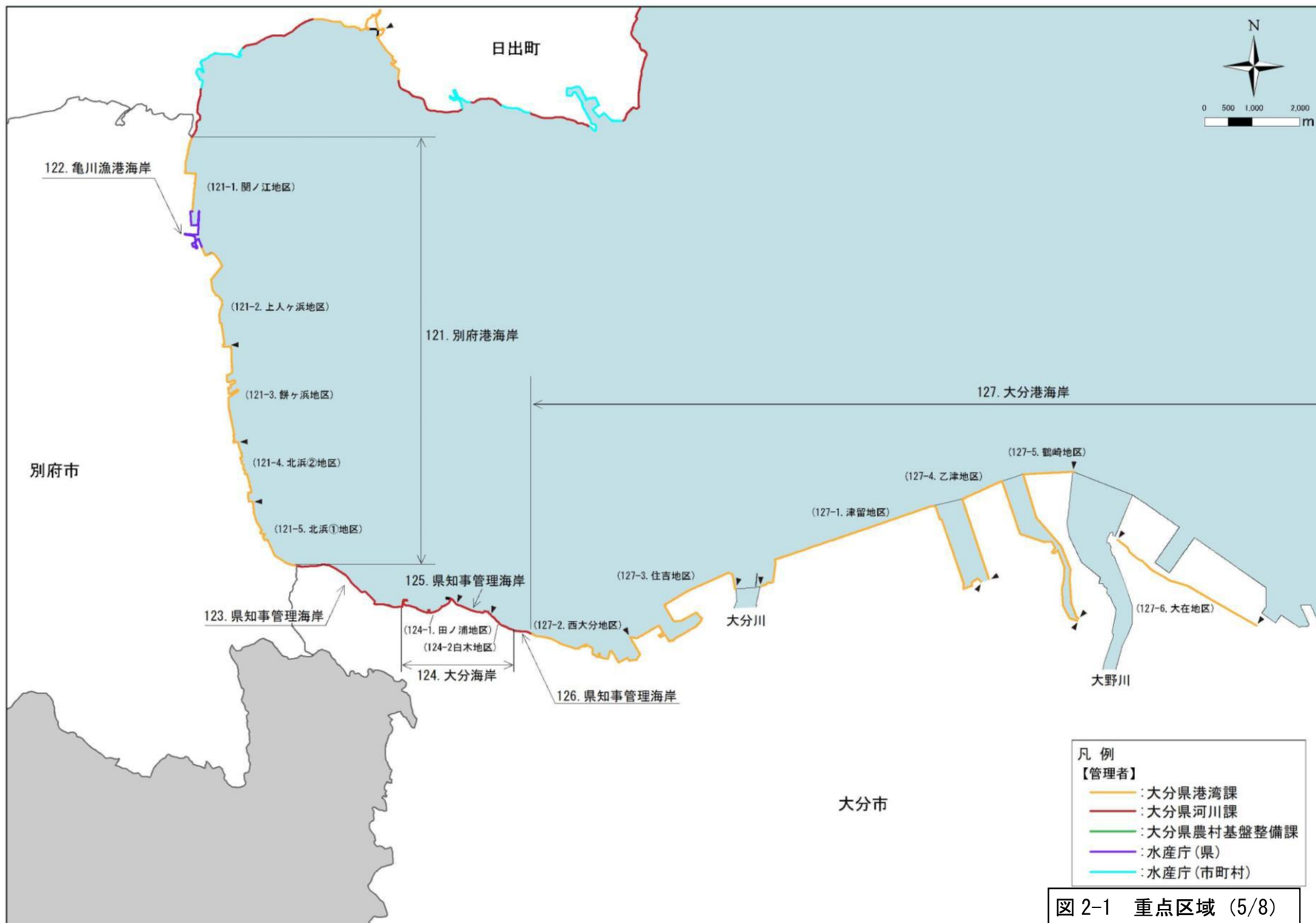
通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
365	豊後水道西	佐伯市	276	尾浦漁港海岸	-	尾浦地区	21431	水産庁(佐伯市)	2,159
366			277	県知事管理海岸	-	-	21440	大分県河川課	1,780
367			278	入津漁港海岸	278-1	畑野浦地区	21451	水産庁(佐伯市)	4,454
368				入津漁港海岸	278-2	楠本地区	21452	水産庁(佐伯市)	4,569
369				入津漁港海岸	278-3	竹野浦地区	21453	水産庁(佐伯市)	6,310
370				入津漁港海岸	278-4	西野浦地区	21454	水産庁(佐伯市)	7,256
371			279	蒲江海岸	279-1	西野浦地区	21461	大分県河川課	948
372				蒲江海岸	279-2	高山地区	21462	大分県河川課	1,735
373			280	県知事管理海岸	-	-	21470	大分県河川課	12,820
374			281	元猿漁港海岸	-	元猿地区	21481	水産庁(佐伯市)	2,324
375			282	県知事管理海岸	-	-	21490	大分県河川課	3,570
376			283	蒲江漁港海岸	283-1	加羽根地区	21501	水産庁(大分県)	3,261
377				蒲江漁港海岸	283-2	鷺谷地区	21502	水産庁(大分県)	2,582
378				蒲江漁港海岸	283-3	小蒲江地区	21503	水産庁(大分県)	995
379			284	県知事管理海岸	284-1	-	21510	大分県河川課	1,930
380				県知事管理海岸	284-2	-	21520	大分県河川課	2,011
381				県知事管理海岸	284-3	-	21530	大分県河川課	450
382			285	屋形島漁港海岸	-	屋形島地区	21541	水産庁(佐伯市)	1,149
383			286	県知事管理海岸	-	-	21550	大分県河川課	3,000
384			287	蒲江海岸	-	屋形島地区	21561	大分県農村基盤整備課	1,000
385			288	灘内漁港海岸	-	灘内地区	21571	水産庁(佐伯市)	7,937
386			289	県知事管理海岸	-	-	21580	大分県河川課	8,140
387			290	丸市尾港海岸	-	丸市尾地区	21591	大分県港湾課	2,187
388			291	県知事管理海岸	-	-	21600	大分県河川課	730
389			292	葛原漁港海岸	-	葛原地区	21611	水産庁(佐伯市)	1,761
390			293	県知事管理海岸	-	-	21620	大分県河川課	3,300
391			294	波当津漁港海岸	-	波当津地区	21631	水産庁(佐伯市)	1,986
392			295	県知事管理海岸	295-1	-	21640	大分県河川課	1,650
393				県知事管理海岸	295-2	-	21650	大分県河川課	1,100
394			296	深島漁港海岸	-	深島地区	21661	水産庁(佐伯市)	2,197
395			297	県知事管理海岸	-	-	21670	大分県河川課	3,980











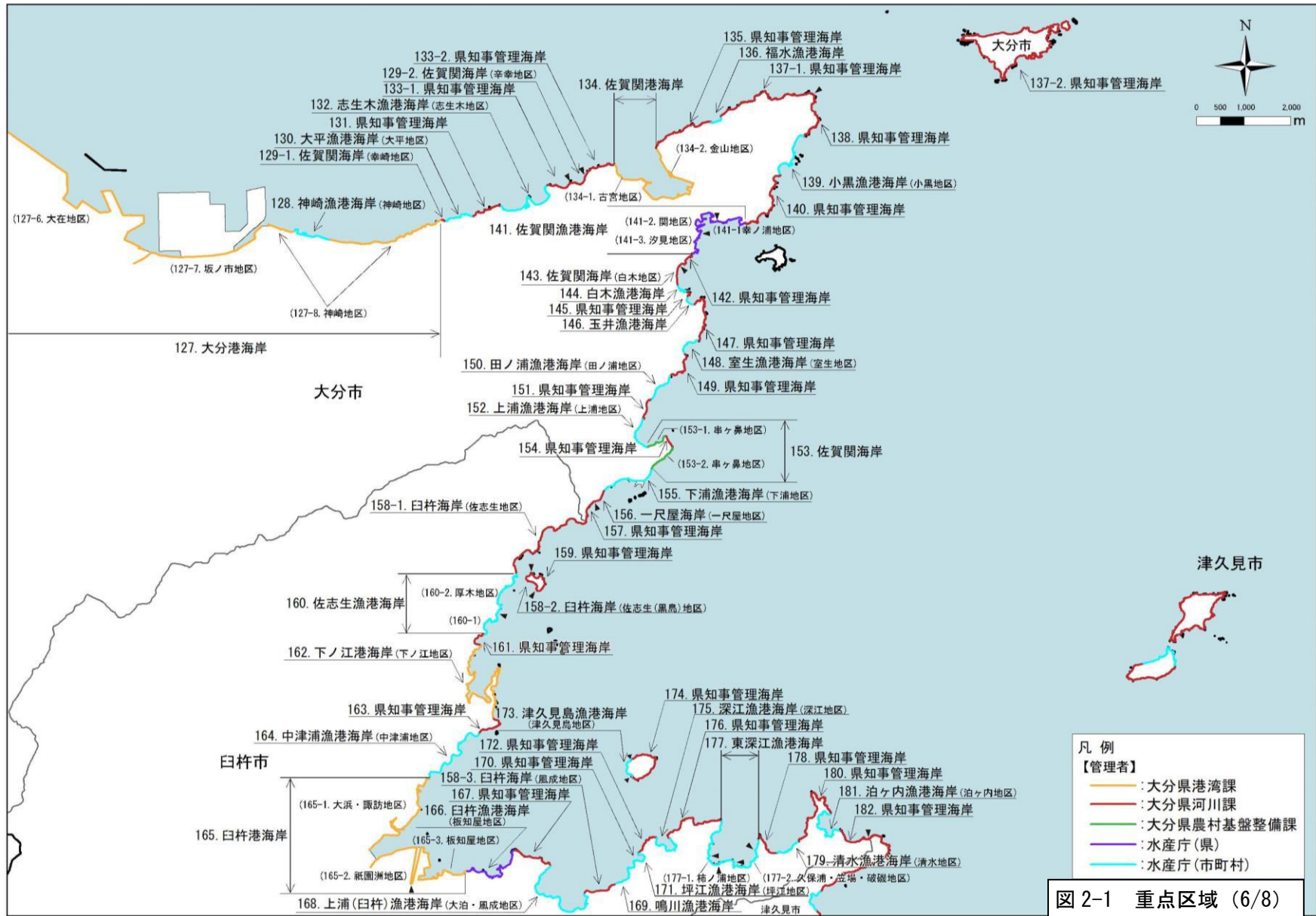






图 2-1 重点区域 (8/8)

3. 連絡先及び連絡体制

3.1 連絡先一覧

海岸漂着物に関する通報や相談等に関しては、前項の「重点区域」の地図をご確認いただき、各海岸管理者にお問い合わせください。

また、本計画に関するご質問等に関しては、巻末に掲載の「大分県生活環境部循環社会推進課」までご連絡下さい。

【大分県】

令和2年4月1日現在

事務所名	課名	電話番号
豊後高田土木事務所	建設・保全課	0978-22-2285
国東土木事務所	建設課	0978-72-1321
別府土木事務所	企画調査課	0977-67-0211
大分土木事務所	企画調査課	097-558-2141
臼杵土木事務所	建設課	0972-63-4136
佐伯土木事務所	企画調査課	0972-22-3171
中津土木事務所	管理・保全課	0979-22-2110
宇佐土木事務所	建設・保全課	0978-32-1300
大分県北部振興局	農林基盤部	0978-32-0149
大分県東部振興局	農林基盤部	0978-72-1215
大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	—	0977-72-2018
大分県中部振興局	農林基盤部	097-506-5743
大分県南部振興局	農村整備班	0972-24-8601

【市町村】

市町村	課名	電話番号
中津市	総務課	0979-22-1111
宇佐市	林業水産課	0978-27-8164
豊後高田市	総務課	0978-25-6391
国東市	環境衛生課	0978-72-9001
姫島村	生活環境課	0978-87-2276
杵築市	総務課	0978-62-1801
	市民生活課	0978-62-1806
	農林水産課	0978-62-1809
	建設課	0978-62-1811
日出町	総務課	0977-73-3150
別府市	都市政策課	0977-21-1471
大分市	河川・みたと振興課	097-537-5632
臼杵市	環境課	0972-86-2706
津久見市	総務課	0972-82-4115
佐伯市	水産課	0972-22-3226

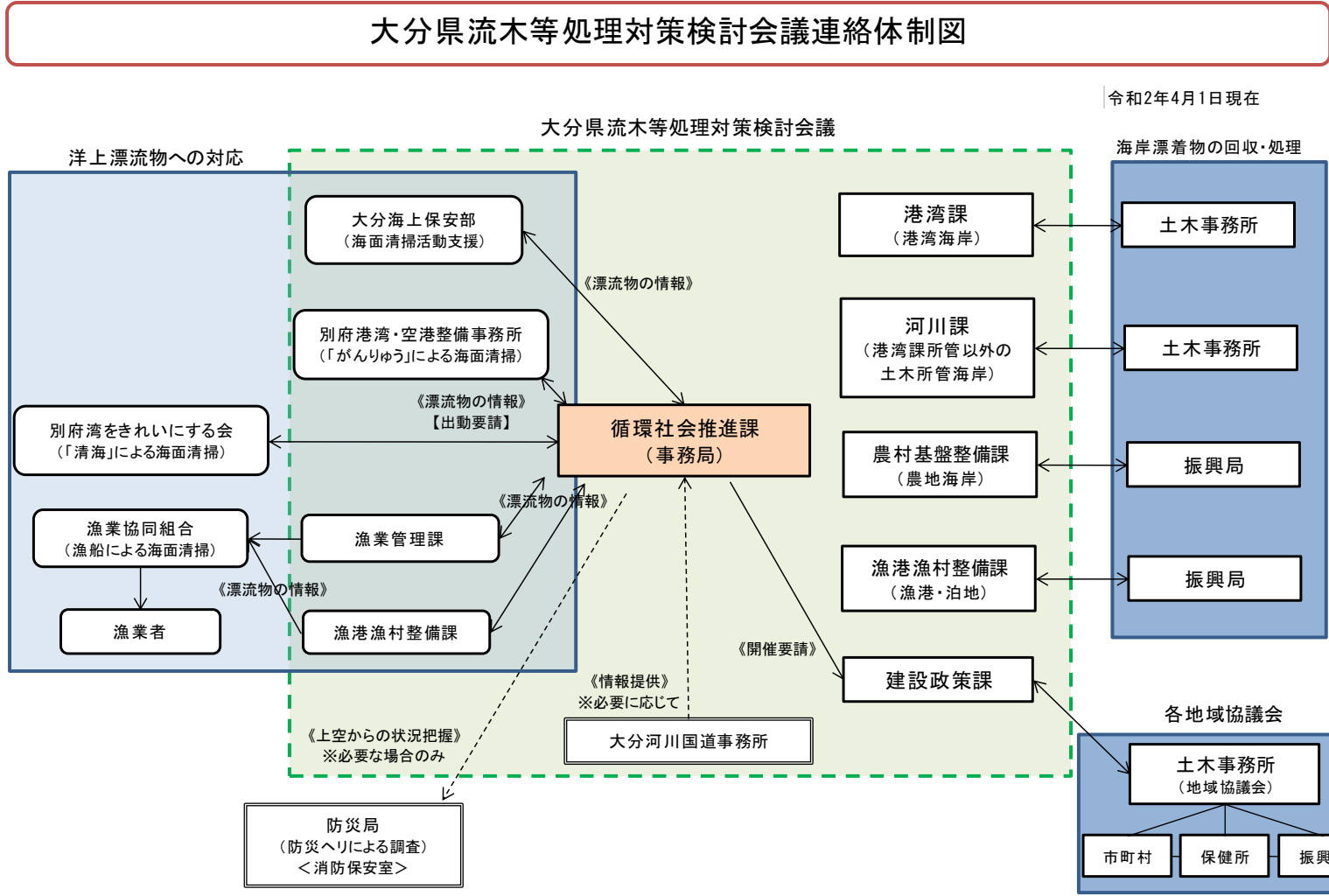
大分県流木等処理対策検討会議

令和2年4月1日現在

所 属 名		電 話 番 号
大分県	循環社会推進課（事務局）	097-506-3122、3126
	農村基盤整備課	097-506-3725
	漁業管理課	097-506-3914
	（座礁・混獲鯨類担当）	097-506-3918
	漁港漁村整備課	097-506-3977
	建設政策課	097-506-4562
	河 川 課	097-506-4596
	港 湾 課	097-506-4615
国の機関	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
	国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所 工務課	0977-21-0171
	大分海上保安部 交通課	097-523-2197
関係団体	公益社団法人別府湾をきれいにする会	097-536-3841

3.2 連絡・連携体制

大分県流木等処理対策検討会議と関係機関との連絡・連携体制を、以下に示します。



大分県流木等処理対策検討会議等連絡・連携体制図

4. 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業

海岸漂着物等の回収や撤去等に関して、活用できる事業の一覧及び処理に係るフロー図を、それぞれ表 4-1、図 4-1 に示します。

表 4-1 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業一覧

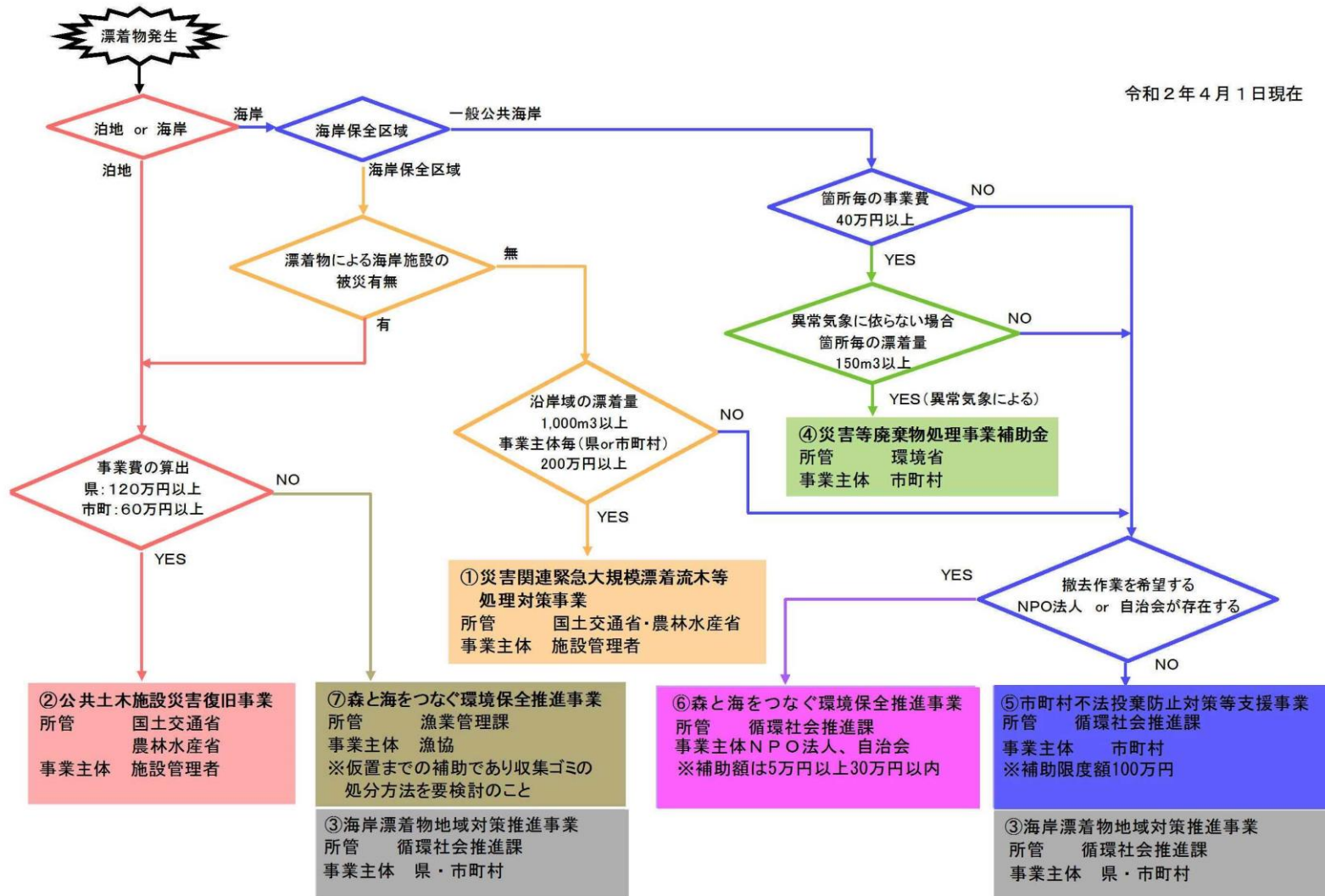
令和 2 年 4 月 1 日現在

No	事業名	実施主体	補助率	事業内容	所管所属	区分
①	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	県・市町村	1/2	大量の流木等漂着物により、海岸保全区域内施設の機能が阻害される場合に、海岸管理者が緊急的に行う流木及びごみ等の処理 ※漂着物量 1,000 m ³ 以上	河川課 港湾課 農村基盤整備課 漁港漁村整備課	国事業
②	公共土木施設災害復旧事業	県・市町村	2/3	港湾等の泊地・航路内に埋塞した流木の回収・撤去 ※採択要件に注意	港湾課 漁港漁村整備課	国事業
③	海岸漂着物地域対策推進事業 (一部産廃税活用)	県・市町村	原則 7/10 過疎法、半島法対象 8/10 離島法対象 9/10	海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策など。※平成 26 年度から漂流ごみ、海底ごみも対象	循環社会推進課	県事業
④	災害廃棄物処理事業費補助金	市町村	1/2	災害廃棄物（海岸保全区域外の海岸漂着物を含む）の収集・運搬及び処分 ※災害に起因しない漂着物は処理量 150 m ³ 以上	循環社会推進課	国事業
⑤	市町村不法投棄防止対策等支援事業 (産廃税活用事業)	市町村	1/2	海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策	循環社会推進課	県事業
⑥	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境税活用事業)	自治会、NPO等	10/10	海岸等に漂着した流木等漂着物の回収・撤去の活動 ※下限 50 千円～上限 300 千円	循環社会推進課	県事業
⑦	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境税活用事業)	大分県漁業協同組合	10/10	漁港・港湾の泊地、船溜内に滞留し漁船等の航行の障害となる流木等の回収・撤去を緊急的に行う場合	漁業管理課	県事業
⑧	廃棄物処理施設整備費 (循環型社会形成推進交付金)	市町村	1/3	海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備 ※平成 22 年度から海岸漂着物に係る除塩施設、破砕切断施設も対象	循環社会推進課	国事業

注：③の事業は、図 4-1 の場合分けによらず活用できます。但し、災害適用となる場合は災害関連の事業が優先されます。

⑧の事業は、施設整備に関する交付金のため、次ページのフロー図には含まれません。

着色している①～⑦の事業は次ページのフロー図と対応しています。



注：①～⑦の事業は表 4-1 と対応しています。
 ③の事業は場合分けによらず活用できます。ただし、災害適用となる場合は災害関連の事業が優先されます。

図 4-1 海岸漂着物処理に係るフロー

5. 関係法令等

■美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年七月十五日法律第八十二号）

最終改正年月日：平成三十年六月二十二日公布（平成三十年法律第六十四号）改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 基本方針（第十三条）
- 第三章 地域計画等（第十四条—第十六条）
- 第四章 海岸漂着物対策の推進
 - 第一節 海岸漂着物等の円滑な処理（第十七条—第二十一条の二）
 - 第二節 海岸漂着物等の発生の抑制（第二十二条—第二十四条）
 - 第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策（第二十五条—第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

- この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
- 2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
 - 3 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。
 - 4 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第三条

海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第六条

海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。第十一条の二において同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条

国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第十一条

事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生を抑制に努めなければならない。

第十一条の二

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条

国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第二章 基本方針

第十三条

政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
 - 二 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項
 - 三 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項
 - 四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 地域計画等

(地域計画)

第十四条

都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

- 2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
 - 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
 - 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第十五条

都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
 - 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第十六条

都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

- 2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。
- 3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
 - 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

第十七条

海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。
- 3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。
- 4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

第十八条

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第十九条

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条

都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第二十一条

外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)

第二十一条の二

国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第二十二条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第二十三条

国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第二十四条

国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第二十五条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。
- 3 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第二十六条

国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第二十八条

国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十八条の二

国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条

政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

- 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。
- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条

政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第三十一条

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック(この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。)の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針は、新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。

■海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について（抜粋）
（平成22年3月30日 環廃対発第100330002号、環境省）

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第17条第1項及び第3項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第147号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができるとされている（同法第4条第1項、第6条の2第1項及び第11条第2項）。

については、各市町村にあつては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。

2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあつては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（昭和四十五年法律第百三十七号 平成二十九年六月十六日公布（平成二十九年法律第六十一号）改正）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(事業者の処理)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
（令和元年六月二十六日公布（令和元年政令第三十九号）改正）

第一章 総則

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）
- 二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
- 三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
- 四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- 四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物
- 五 ゴムくず
- 六 金属くず
- 七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- 八 鋳さい
- 九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
- 十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

(前頁より続く)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。))を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ワ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ロ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ及び第三号へ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ハ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。)

ニ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ホ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ヘ 廃プラスチック類(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。)

ト 前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。)

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

■大分県流木等処理対策検討会議設置要綱（平成 29 年 4 月 1 日）

（目的）

第 1 通常の経済活動等により発生するごみとは別に、台風や集中豪雨等に伴って、河川の上中流域等から発生する流木等のごみは、沖合、港湾及び漁港などに漂流或いは滞留し、航路・漁場等への被害を及ぼし、また、海岸に漂着したものは景観を損なうだけでなく、長期間の放置により悪臭の発生源となるなど衛生上の問題も懸念される。これらのごみの処理は各施設の管理者等が行うこととされているが、発生地域と被害地域が異なることや処理に多大の費用を要することなどから、早期の適正処理は困難な状況が発生している。

このため、県下の海洋・海岸における漂流ごみ等の対策について検討していくため、「大分県流木等処理対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 検討会議は、次の各号の事項について協議する。

- (1) 流木等処理対策についての調査・研究
- (2) 関係機関において実施する対策の連絡調整
- (3) 地域協議会の活動に関する事項
- (4) 情報の収集、情報の交換及びその他必要な事項

（構成）

第 3 検討会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

（国の機関）

- ・国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所河川管理課長
- ・国土交通省九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所工務課長
- ・大分海上保安部交通課長

（県の関係部局）

- ・生活環境部 生活環境部審議監、循環社会推進課長
- ・農林水産部 農村基盤整備課長、漁業管理課長、漁港漁村整備課長
- ・土木建築部 建設政策課長、河川課長、港湾課長

2 検討会議は、必要に応じ地域協議会の会長、市町村担当課長、大分県漁業協同組合専務理事及び（公社）別府湾をきれいにする会事務局長等の出席を求めるものとする。

（議長）

第 4 検討会議に議長を置く。

- 2 議長は、生活環境部審議監とする。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 検討会議は、議長が招集する。

（地域協議会）

第 6 漂着ごみ等の処理について現場での早期対応を図るため、海岸部を所管する県土木事務所の所管区域ごとに県土木事務所長等を長とする地域協議会を設置する。

- 2 地域協議会は、国、県の地方機関、地元市町村並びに地元の各団体等により組織する。

（庶務）

第 7 検討会議の庶務は、生活環境部循環社会推進課が行う。

（その他）

第 8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は別途定める。

第3次 大分県きれいな海岸づくり推進計画

発行日：令和3年3月

発行：大分県生活環境部循環社会推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話番号：097-536-1111（代表）